

委員長 傍聴について申し上げます。

本日の教育委員会に一人の方から傍聴したい旨の申し出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

開 会

委員長 ただいまから平成18年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

本日、八田委員が都合により出席しておりません。しかし、過半数の委員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項によりまして、本会議は成立しております。

会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を根守委員にお願いします。

議案の提出

委員長 日程に従い、議事を進めます。

本日の議題は、議案5件、報告1件となっております。

議案第6号

委員長 初めに、議案第6号「平成17年度3月教育費補正予算について」を議題とします。

ご説明ください。

企画管理室長 議案第6号「平成17年度3月教育費補正予算について」、平成17年度3月教育費補正予算について、3月定例市議会に別紙のとおり提出するよう市長に申し出るものとする。

平成18年2月27日提出、松戸市教育委員会教育長、齋藤功。

この件につきましてご説明申し上げます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。

3月補正予算でございますが、補正前の教育費の予算は128億9,804万8,000円でございます。今回補正いたしますのがマイナス1億484万円でございます。したがって、合計いたしますと127億9,320万8,000円となっております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

人件費と事業費に分けてございます。補正合計額、減額1億484万円の内訳でございますけれども、人件費につきましては、マイナス1億1,313万3,000円。事業費、829万3,000円の増額でございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

補正をいたします各項目につきまして載せてございますけれども、これにつきましてご説明をさせていただきます。

教育総務費でございますが、これにつきましては、一般職の人件費といたしまして5,172万6,000円の減額でございます。主な理由は、予定定数に対しまして現員数が8人少なかったため。2点目としましては、給与改定、給与表が0.3%引き下げられたため等により補正するものでございます。

次に、その下の高志教育振興基金積立金、5万9,000円につきましては、基金として積み立てしました利息でございます。

次に、小学校費に入ります。一般職の人件費といたしまして、4,664万4,000円の減額でございます。これにつきましては、予算定数87人ですけれども、これに対しまして現員数が1名減、86名と少なくなったため及び異動関係等による経費、これは異動による給与の差額や育休あるいは手当等の減により補正したものでございます。

次に、小学校施設維持管理事業、800万円の増でございますけれども、学校施設の小破修繕に対処するため、修繕費の増額を補正いたすものでございます。小学校大規模改造耐震改修事業でございますが、マイナス1,416万3,000円につきましては、工事契約金の差額によるものでございます。

次に、中学校費に入ります。

一般職の人件費といたしまして1,257万6,000円の減額でございます。これにつきましては、小学校費と同様に予算定数に対しまして現員数が1人少なくなったため及び異動関係等による補正をしたものでございます。

次に、中学校大規模改造耐震改修事業でございますが、マイナス855万9,000円につきましては、工事契約金の差金によるものでございます。

次に、中学校管理運営事業、1,833万円でございますが、これは裁判所の和解勧告を受け入れ、事件早期解決を図るものでございます。この件につきましては、松戸市の中学校で、2001年、野球の軟式球が男子の生徒の目に当たり視力が低下した事故で、市は生徒側に対しまして損害賠償をして1,833万円を支払うものでございます。

次に、社会教育費に入ります。

一般職の人件費といたしまして、1,196万円の減額でございます。これにつきましては、給与改定及び人事異動等に関する補正をしたものでございます。

次に、保健体育費に入ります。保健体育総務費の一般職の人件費といたしまして、946万8,000円の増額でございます。これにつきましては、高校総体関係の時間外の増及び人事異動関係により補正したものでございます。

次に、学童災害共済関係の経費、増額462万6,000円でございますが、支給申請件数の増加によるものでございます。学校給食費の一般職の人件費といたしまして、30万5,000円の増額でございます。これにつきましては、給与改定等により補正したものでございます。

次に、歳入でございますけれども、ただいま説明させていただきました歳出、補正に伴う国庫補助金、委託金等の特定財源を盛り込んだものであります。

以上、議案第6号の「平成17年度3月教育費補正予算」にかかわる説明とさせていただきます。

ご質問等がございましたら、詳細につきましては担当課よりご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑及び討論に入ります。

瀧田委員 保健体育総務費で、災害補償・就学援助事業がふえていますけれども、これは子供たちの事故件数がふえたという把握の仕方になりますか。恐れ入ります。お願いします。

保健体育課長 学童災害の方ですけれども、学校外の事故に対する補償制度ということで、今まで12月現在で416件、12月が29万円で、トータルすると729万円ほどということで、当初予算の方をオーバーしてしまうということで、今回増ということで補正の方に上げました。

いろいろ小さなけがとか細々したものの、保護者の方たちも申請をたくさんしてくれるというのもおかしいんですけれども、増加によってそういう形になりました。よろしいでしょう

か。

瀧田委員 どうもありがとうございました。

委員長 補正の説明資料が16ページまであります。

7ページのところをごらんください。先ほど説明いただいた小学校大規模改造耐震改修事業では、契約金の内容の差金だということでした。委託料の100万円と、その下の工事請負費が1,316万3,000円の減と計上されていますが、いずれもそれは先ほどの説明の契約差金ということによろしいんですか。

教育施設課専門監 先ほどお話がありましたように契約差金となっております。

委員長 ということは、8ページも同じ理由でよろしいですね。

教育施設課専門監 はい、中学校も同じ理由です。

委員長 11ページのところをごらんください。

金額はわずかですが、特定財源から80万1,000円が出されております。その内容は、日韓共同未来プロジェクト事業が松戸市国際スポーツ交流事業として採択され、それに対して、国から支給されたという、そういう理解でよろしいですか。

スポーツ課長 そのとおりで、国の方から文部科学省の日韓共同未来プロジェクトという事業に本市のこの事業が合致するというので、80万1,307円いただけるということになりました。

委員長 それは13ページと符合するということですね。

ほかに何か質問等はございませんか。

教育長 きょうの午前中に教育経済常任委員会が開催されました。9ページの中学校管理運営事業、損害賠償請求事件の和解金について提案いたしました。同意を得る決議がなされたことを報告いたします。

ちょっと説明してくれますか。

委員長 お願いします。

学務課長 きょう午前中、教育経済常任委員会がありまして、そこで承認をいただいたわけですが、前回の教育委員会会議でご報告申し上げたと思いますが、新松戸南中学校で起きた生徒の負傷事故について裁判所の方から和解勧告ということで、1,833万円の賠償金を支払うということで勧告が出ておりまして、それについて議会の方で、教育経済常任委員会の方で承認いただいたわけですが、前回のご報告のとおり、この裁判、和解ということで相互早く解決したいという、そういうところを尊重しまして、この和解勧告を市としても受け入

れて早期解決を図るということで、今回の定例市議会の方に提案し議決をいただくという、そういう運びになっております。事故の内容については前回の教育委員会会議でお話したとおりでございます。ということでよろしいでしょうか。

委員長 ありがとうございます。

これは、手続上は議会の承認が必要ということですか。

企画管理室長 全体の予算の関係についてということでよろしいのでしょうか。

議会運営上といたしまして、補正を通していただいて正式に予算とされるということでございます。必要だということです。

委員長 今の個別の損害賠償についてはどうですか。

学務課長 補正予算の方で、その損害賠償金を支払うということになりますので、議会の承認が必要になります。そして、その後、市長会が加盟している保険会社の方から補てんされるということですので、今度は歳入という形で保険会社から入ってくるという、そういう形になります。そのためには議会の承認が必要だということです。

委員長 わかりました。

ほかになければ、これで質疑、討論は終結とさせていただきます。

これより議案第6号を採決いたします。

議案第6号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議案第7号

委員長 続いて、議案第7号「平成18年度教育費予算について」を議題とします。

ご説明ください。

企画管理室長 議案第7号「平成18年度教育費予算について」、3月定例市議会に別紙のとおり提出するよう市長に申し出るものとする。

平成18年2月27日提出。松戸市教育委員会教育長、齋藤功。

この件につきましてご説明申し上げます。

まず、松戸市の平成18年度一般会計予算の動向を説明させていただいた後に、1ページの教育費予算についてご説明させていただきたいと思っております。

松戸市の平成18年度の一般会計予算の規模は1,089億3,000万円、前年度と比較いたしまして20億8,000万円の増、1.9%の伸びとなっております。その要因といたしましては、歳出予算の増減はあるものの、歳入の半分以上を占める市税が632億円、前年度比19億6,000万円の増、3.2%の増額を見込めたことが考えられます。しかし、その裏には29億7,000万円の財政調整基金の取り崩し等がありまして予算が支えられているような状況でございます。

まず、松戸市全体の動向を款別予算で見えますと、総務費、民生費、消防費が増額となっております。総務費は12億円の増、民生費は約22億円の増、消防費は1億8,000万円の増となっております。

一方、教育費、土木費、商工費は減額となっております。土木費は、約1億8,000万円の減、商工費は、約1億4,000万円の減、その中で教育費は1ページの下段にございますように、約123億4,300万円、前年度比5億1,600万円の減、4%の減となっております。

しかし、学校事務職員の引き上げによる人件費、約2億6,000万円の減、指定管理者導入等による効果、8,000万円の減、事業完了による減額、2億1,000万円の減、総額5億5,000万円の減が市では見込まれているわけですが、この減額は来年度の事業を実施する上での支障になるものとは考えておりません。

それでは、2ページ目の教育総務費の目別、内容につきまして、増減額が特に発生しているもの、おおよそのものにつきましてご説明を順次させていただきたいと思っております。

まず、教育委員会費につきましては、特に大きな増減はございませんでした。

次に、事務局費につきましては、1億1,200万円の増。これは人件費におきまして9,100万円の増、この内容は、学校事務職員の引き上げによる教育総務課への人員配置4名増、それから私ども企画課に人員1名増、この人件費5名分の増と、それから定年退職予定者による増減、今年度9名が翌年度は16名を見込まれることから、このような9,100万円の増の予算となっております。

それから、中段でございますけれども、事務局運営事業、福利厚生事業費でございますけれども、840万円の増。これにつきましては臨時職員の人員増加によるものの各種保険等の手当でございます。

それから、下段部分になろうかと思っておりますけれども、教育情報化推進事業費、これにつきましては1,200万円の増。これにつきましてはネットワーク関係費の委託料、賃借料の増を見込むものでございます。

次に、教育総務費の中の教育研究指導費、1億200万円の減。これにつきましては、学習

指導事業の欄の教職員教科書及び指導書購入費、8,500万円の減、この内容につきましては17年度は小学校の教科書改訂、平成18年度におきましては中学校の教科書改訂があるわけでございますけれども、そのことによる教員用指導書において小学校と中学校の配置教員数及び教員1人が対応する教科書が異なるということの差額によるということで発生しております。

それから、中段の教育相談事業でございますけれども、500万円の減、これはスクールカウンセラー業務がなくなったため。これにつきましては、県による配置が全校配置となった関係から、これを廃止するということでございます。

次に、下段の特色ある学校づくり推進事業、マイナス700万円につきましては、平成17年度の事業実績をもって評価されたということで700万円の減ということになってございます。

1億200万円の主な内容は以上のとおりでございます。

次に、林間学園費、700万円の増につきましては、白樺高原荘アスベスト対策事業費、680万円の増。これが以上の中身となっております。

次に、3ページの内容でございますけれども、小学校費、1としまして学校管理費、1億400万円の減。これにつきましては、一般職人件費、1億8,500万円の減、これにつきましては学校事務職員の引き上げによる減、残りの小学校、平成17年度の22校引き上げを行いました関係から、残り22校について平成18年度に行うものでございます。

それから、中段でございますけれども、小学校大規模改造耐震改修事業費、9,300万円の増。これにつきましては、校舎耐震工事のため、矢切小学校、それから上本郷小学校の校舎等の工事を行うものでございます。

次に、同じ小学校費の教育振興費につきましては、特に大きな増減はございませんでした。

次に、同じ小学校費の中の学校建設費、8,800万円の減。これにつきましては、小学校情報通信技術関連特別対策事業費、6,600万円の減でございます。これは、校内LAN整備工事完了のため、平成18年度は事業費は発生しないということでございます。それから小学校施設整備事業費、2,200万円、これは修繕的工事が減少したためということで減額をさせていただいております。

次に、4ページの内容でございます。

中学校費、1としまして学校管理費、6,000万円の減。これにつきましては、一般職人件費、7,200万円の減、これにつきましては、中学校21校中10校にかかわる事務職員の引き上げに関するものでございます。

次に、中学校費の中の教育振興費、これにつきましては大きく増減はございません。

次に、同じく中学校費の中の学校建設費、これにつきましても大きな増減はございません。

次に、5ページ、高等学校費の中の高等学校管理費、1,300万円の増。これにつきましては教育職員人件費、2,300万円の増、これにつきましては定期昇給率の増あるいは共済費事業負担率の増等が見込まれてございます。

次に、高等学校費の中の教育振興費、これは大きな増減はございません。

次に、幼稚園費。幼稚園費の中では、1,400万円の減となっております。これにつきましては、幼稚園教育支援事業費、1,495万円が減となってございまして、園児数が少なくなったために見直しがされているというものでございます。

次に、6ページ、社会教育費、社会教育総務費、5,100万円の減。一般職人件費が1,000万円の減、これにつきましては、正職員数の削減による減、2名分ということで考えております。

それから、下段でございすけれども、文化振興財団運営費補助金、4,100万円の減、これは指定管理者制度による影響によるものでございます。

次に、社会教育費の中の公民館費、特に大きな増減はございません。

次に、同じく図書館費、1,400万円の減。これにつきましては、図書館管理運営事業費、1,300万円の減、これは受付委託業務の関連でございまして、このような減額1,300万円が発生しております。指定管理者との兼ね合いの中で、業務委託の形態が変えられたという中身で、このような差額が発生しているというふうに考えております。

それから、社会教育費、文化財保護費、特に大きな増減はございません。

それから、同じく青少年指導費、1,000万円の減。これにつきましては、少年センター運営事業の中の少年補導員関係業務、車購入費、これにつきましては平成17年度に行いましたけれども、平成18年度に発生していないため。

それから下段の方にございすけれども、青少年会館管理運営事業費、マイナス800万円。これにつきましても、施設管理委託料等の減によるものでございます。

次に、7ページ、社会教育施設費、1億5,100万円の減でございす。これにつきましては、文化会館管理運営事業費、1億3,900万円の減、それから市民会館管理運営事業費、1,200万円の減等でございす。これは、指定管理者制度導入の影響によるものでございす。

続きまして、博物館及び美術館、600万円の減。これにつきましては、美術文化関係事業

の中での平成17年度はイブソン展開催負担金ということで600万円ほど計上しておったわけですが、これがなくなったということで減ということになっております。企画展開催費に係る減ということでございます。

それから、保健体育費の中の保健体育総務費、4,200万円の減。これは一般職人件費、2,000万円の減でございます。これは全国高校総体大会終了に伴う人員の減、5人分の減ということが主な要因でございます。それから、次に高校総体実行委員会負担金、マイナス2,000万円。これにつきましては、事業完了に伴って発生しないということで2,000万円を減、同じくさせていただいております。

次に、保健体育費の中での学校給食費、5,800万円の増。小学校の給食管理委託業務、4,200万円の増、それから同じく中学校の給食委託業務につきましては、1,100万円の増。これにつきましては、小学校につきましては、新規給食委託校2校、旭小とそれから和名ヶ谷小、新規に2校、給食委託化を図るとということで4,200万円の増を見込んでおります。

それから、中学校給食につきましては、19校の3年契約が平成17年度で満了しまして、新たに入札するに当たって契約額を多目に見積もっているためということでございます。1,100万円の増でございます。

それから、保健体育費の中での体育施設費、5,100万円の減。これにつきましては、松戸運動公園管理運営事業の中での施設整備業務、3,400万円の減が主な内容でございます。これにつきましては、予算措置がかなわなかったというふうなことでございます。

次に、10ページ、11ページにつきましては、ただいま説明させていただきました歳出予算に伴います国庫補助金、委託金との歳入予算説明書でございます。

以上、議案第7号「平成18年度教育費予算について」の説明とさせていただきます。

なお、質問等がございましたらば、詳細につきましては別途関係課の方から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

質疑及び討論をお願いしたいと思いますが、ただいまは重点項目を中心にご説明をさせていただきました。予算の組み立てに関する、基本方針等が恐らくあるんだろうと思いますが、そういったものの一般説明はここではございませんでしたけれども、この次の議案となる教育基本方針とも恐らくかかわってくると思われれます。そのような含みももたせてご質問及びご討議願いたいと思います。

お願いします。

瀧田委員 今、個々の増減についてはご説明いただきまして、それなりに納得はできたと思いますが一般財源の収入はふえているのに、教育費減が見込まれている、そういう傾向の理由を、ざっくりで結構なんですけどご説明下さい。やむを得ない事情だとは思いますが、教育費というのはこれが必要なものは限りなくあるわけで、仕方のない減なんでございましょうか。ちょっと、その辺を。並とか横並びとかにはならなかったのかなと思います。

企画管理室長 記憶の限りで申しわけございませんけれども、この松戸市の一般会計予算が前年度増額に転じたのは三、四年ぶりだというふうに記憶しておりまして、松戸市の教育費予算が5年前に比較してどうであるかというところをちょっと調べてみましたらば、約10%の減ということになっております。

当時は、1,200億円くらいの予算であったんですけども、その中で現在の予算額が約10%の減と、これは土木費とか、そういった商工費とかと比べますと落ち込みは極めて少なかったのかなという気がいたしております。ただ、その反面、民生費等に補助費関係が制度の改正等もございましてふえている傾向がございまして、全体事業費としては政策費事業が展開、器物ができないわけでございますけれども、教育費予算についてはそれなりに確保されてきているというふうに受けとめております。

以上でよろしいでしょうか。

委員長 一般的な説明としては、そういうことです。

いかがですか。

根守委員 やはり、子供たちの命だとか、学校の方のことを考えますと、耐震改修事業というものは年々年次計画でやっていかれるのでしょうか。それとも何校かあるだろうと思いますので、計画等がありましたら教えていただきたいと思います。

委員長 お願いします。

教育施設課専門監 今の耐震改修工事の施工の計画があるかどうかというお話ですけども、実質的に今経済的に厳しい状況の中で優先順位というのはある程度決めてはあるんですけども、その中で計画を立てても計画どおり進まない部分があるものですから、一応優先順位の中で順次進めていくような形になるということです。ですから、あるような、ないような、予算の枠の中で考えております。

よろしいでしょうか。

根守委員 いつ起こるか分からない。教育予算内ではなく、本当は市で考えるべき問題ではないかなと私は考えるわけです。その中で教育分野から考えると学校ないしは社会教育施設な

どどういうふうに考えているのかなと思ひながら、これを見させていただきました。

教育施設課専門監 その件につきましては、当然学校では大事なお子さんを預かっているわけですから、ほかの施設に比べて優先的にというか、うちの方はやっていきたいと思ひています。特に学校につきましては、体育館等防災時の避難場所という形も考えておりますので、その件についても十分執行部の方と協議をして、やらせてもらうような努力は今進めております。

委員長 ご努力をされているということはわかりましたが、根守委員のおっしゃったのは、子供たちの命にかかわることだから、そういう意味でのプライオリティをぜひ学校教育施設に置いてほしいという希望だったわけです。そういう意味での主張は全市の予算構成から見るとどんなものでしょうか。通りにくいのでしょうか。

教育施設課専門監 今の優先順位とか工事の進め方というのは、教育委員会だけじゃなくてほかの公共施設もございまして、市の中で推進委員会、助役が委員長になって進めてございます。その中で、今現在特に改修をやっているのは学校がほとんどでございます。他の施設については、既に学校を優先するという形で進めていただいておりますので、学校ほど進んではいないんじゃないかというふうに考えております。ですから、市といたしましても、確かに学校を優先的に進めてもらっているような状況になります。

委員長 わかりました。それでよろしいですね。

根守委員 松戸市では「もったいない運動」をやっているわけですが、指導書は莫大なお金がかかりますよね。指導書・教科書など、私たちのころはこれは使える、来年も使える指導書とか、新しい教科書になったから使えないとかというようなことをやっていたわけですが、現在はどうなんでしょうか。

委員長 指導課長。

指導課長 指導書とそれから教師用の教科書につきましては、先ほど室長の方からもありましたように、本年度小学校の教科書が改訂されましたので、小学校については教科書全部と指導書全部取りかえざるを得ませんので、新しいものにする。それでこの後、この次の改訂までは、一度配られたものを順次使っていくようにしております。ですから、後は補充なり、それから足りなくなった分を買うというだけになるかと思ひます。それから平成18年度につきましては、中学校の方の教科書が全面的に改訂になりましたので、そちらの方については教科書、指導書についてはまた新しくせざるを得ないということで予算化をいただいております。ただ、小学校と中学校を比べるとかなり教師の人数及び必要な教科書数、指導書

数が違いますので、その分、金額が減になっているというところです。

根守委員 わかりました。

委員長 使えるものは使いましょうということですね。

瀧田委員、どうですか、何か。

瀧田委員 後でまた教育方針のところ、少しかかわってくるがありますが、このまま毎年、毎年、減、減となってくるのが、総合的に有効には使っているのはわかるんですけども、ぜひ使うべきところに少し豊かにつけていただきたいというのが一般的な感想です。

毎年かなりの減額予算と拝見していましたが、4年で10%ですか。

企画管理室長 平成14年に比較しまして、およそ1割です。

瀧田委員 14年で10%減ですね。

これ以上減額にならないように願います。市全体で、民生費をたくさん見込んでいかなくてはならない現状も伺い、それも大変なことだとは思いますが、ある意味積極的な打ち出しは出来ないのでしょうか。

教育長 もう少ししっかり説明したら。教育費の中のどの部分が減額であって、それが支障を来すのか否かということの説明して下さい。さっきもちょっと言っていたようだけれども、人件費の問題とか合理化すべきところはする、一方必要な手当ではしているんだということの説明して下さい。市全体の財政が逼迫している中だから、十分に手当ではできないかもしれない。その流れには合わせていかなければいけないけれども、必要な予算は確保しているんだということ、もう少しわかりやすく説明してくれますか。

委員長 お願いします。

企画管理室長 ご説明になるかどうかはわかりませんが、先ほど約5億1,000万円、今年度減額ですけれども、平成17年度に事業が完了したもの、それから事務職員の引き上げ等によって人件費が、大きな、5億1,000万円の内訳をもう一度話をさせていただきますと、基本的には人件費の引き上げ分は約60%ほどございます。そのほかに2億数千万円あるわけですけれども、これにつきましては事業完了等によって新年度に事業が発生しないものという大きく2つに分けることができます。この5億1,000万円、学校事務職員の引き上げ等によりまして人件費が減ってきているわけですが、これはどちらかと言いますと、本部の方に引き上げられてしまっているということで減ということになりますけれども、事業費全体では2億数千万円。ただ、この事業の中では、先ほど言いましたように、新たな事業を展開するに当たっての予算措置上の話としては、特に支障はないというふうに受けとめてお

りますし、ただ、内部的な話をさせていただきますと、政策要求の段階では十数億からの予算要求をさせていただいております。その事業の内容の大方は修繕費等に充てているものでございますけれども、例えば教育委員会関連施設としまして市民会館でありますとか、市民劇場でありますとか、文化会館でありますとかするわけですが、これらの施設の維持管理費等に充てるために大きな要求はしているんですけれども、残念ながらついてこなかった。これらをつけてもらえると、まだ前年度と比較して同じようなものになってくるんですけれども、そういったものもつかなかった結果として、この5億1,000万円が減額ということになってしまったということでございます。ですから、特別な事業を展開するに当たりまして大きな事業への影響はないと受けとめております。

以上です。答弁になるかどうかわかりませんが。

教育長 何かよくわからない説明だ。私の説明もわからないけども、全体の今までの松戸市の予算の流れといたしますか、歳出構造のお話をちょっとだけさせていただきますと、人口が急増してとりわけ昭和50年代から子供の数が急激にふえた時代、この10年の中で50年代にかけて一般会計総予算に占める割合は、トップが教育費だ。ちょっと数字はわからなくて恐縮ですが、多分25%くらいにいたんじゃないでしょうか。2位は土木費なんです。教育と土木が双璧で、年によって若干1位2位を譲り合うけれども、大体そういう時代があった。民生費、いわゆる福祉関係費なんていうのは1桁のはずだったんですよ。そういう歳出構造から一定の都市基盤、生活基盤は道路とか上下水道、いろんな基盤整備がある程度進みまして需要が少しおこってくる。その後、公共事業費も土木費も緩やかに相対的に下降してくる。教育費も一ころの人口急増時代から開放され、しかももう学校建設もすることなく、むしろ昭和60年代からぼつぼつ減少傾向が始まってというのは、もうご承知のとおりだと思います。それに従って教育予算の占める割合も相対的に下がってきたという、そういう歴史があるんです。

逆に高齢社会で国民健康保険、医療保険やら介護保険、景気を反映した生活保護世帯の増等々で急激にそちらの方が上昇してきて、伸びてきまして、現在31%ですか、民生費、社会保障関係で。それで、教育、土木がトップを占めているころは多分1桁だったろうと思いますけれども。私は、福祉部門にいたころは13%から15%、これはいずれ20くらいまではいくだろうけれども、20超えるときつくなるなと話をしていたんですけれども、私が出てからまだ10年たっていません。倍増しちゃった。これはある意味やむを得ないんですけれども、そういう歳出構造が急激に変化しているという時代ですので、やむを得ない部分もある。

ただ、その絶対額として必要な教育予算を削られては困ります。これは、死守する。死守するというのはオーバーですけども、しっかりと予算は獲得していきたいというふうには思っております。ただ、来年度予算でもおわかりのとおり、補正予算でもおわかりのとおり制度改革によって減らしたのも随分ありますので、困っちゃうというところは削られていないはずです。給食調理委託、これはいろいろご意見はありますけれども、これはやっぱり今この時代に給食委託をして合理的効率的にサービスを提供する。決して質は低下させないというのが今の世の中の考え方です。それによってやっぱりそちらの方の予算が減少していくと、あるいは学校事務職につきましても、現状の業務量をしっかりこなすし、質も低下させないよということで、いわゆる臨時職員に振りかえ、その正規職員の賃金というか、かなり、かなりと言っては失礼ですが、平均人件費は800万円くらいですか、800万を超えていますよね。そうすると、その差というのは3倍、4倍違いますから、そんなことで……。

瀧田委員 わかりました。ちょっと安心できるようなご説明でありありがとうございました。

教育長 詳細に、来年度予算、私、財政担当課長じゃないので、具体的数字が出てこなくて恐縮ですけども、そういう傾向にあるということです。

瀧田委員 確かにこれを拝見して、指定管理者制度の導入とか、それから人件費の合理性ですよ。それからあと、ちょっとさっき気になったんですけども、スクールカウンセラーの関係が、全部県費か何かになったんですね、全校。何かそんなご説明があったかに思いますので、そういうある程度安定したところにそういうものが入って行って、レベルの高い教育のなされ方がしているということさえ保証できれば、全体を合理的につなぐのは、もちろんやぶさかではないと思います。

教育長 IT基盤整備なんか松戸市は決しておくれていない。むしろトップとは言いませんけれども、比較的進んでいるところだと思います。今までかなりの投資をしてきていまして、中学校も小学校もすべて校内LANの敷設が完了しているはずですよ。

とりあえず、平成17年度で完了したから、それは18年度はゼロになります。それは当然のことです。また、維持管理費等でまたグレードの高いIT基盤を整備するということなら、数年のうちにまたそういう経費が上がってくるかもしれない。一たんお休みということで、そういうフレキシブルにスクラップ・アンド・ビルドでやっていきましょうよという問題ですので。私が財政担当部長なんですけど、本部の財政本部長の肩がわりするわけじゃ全然ありませんし、擁護する気もさらさらございませんけれども、基本的にはそういうスタンスで、ただ、事務局費が削られることになれちゃうと、無感覚に何も言わんということになっちゃ

いけませんから、それはもうチェックしなければなりません。

委員長 お願いします。

教育研究所長 スクールカウンセラーの減につきましては、これは平成17年度に既にご案内かと思いますが、中学校全校にスクールカウンセラーが配置されました。本市におきましては、統廃合に伴います小学校3校に配置させていただきました。その小学校につきましては当初の統合に伴う予防、それから保護者の安心感、そういったものについて一定の成果があったというふうに判断させていただきまして、小学校のスクールカウンセラーについては、来年当初予算には入れませんでした。

以上です。

なお、小学校のそういったお子様につきましては、今後も中学校のスクールカウンセラー、よく学区を知っておりますので、そういう実態に合わせて中学校のスクールカウンセラーがカバーしていくという方向でございます。

以上でございます。よろしいでしょうか。

瀧田委員 わかりました。

教育長 カウンセラーに限らず、統合3校につきましては、他の小学校よりもかなり手厚く措置させていただきました。それがとりあえず終わって、他の小学校と比較しても何ら問題のない学校として順調に推移していますので、そういう特別待遇はする必要はなくなっていると思います。また必要が生じた場合には再投入する、そういうふうに資源の投入に対してメリハリをつけていこうというスタンスだったんです。

委員長 形式論ですが、2年前の予算案の細目のページでは、個別説明のところには全部金額が入っておりました。ところが、昨年それがなくなり、全体の予算額は書いてあるんですが、個別説明項目の中での数字が載っていません。ですから、今のスクールカウンセラーも500万円減とありましたが、一昨年ときには、これは896万円という計上金額があるんですけれども、それとの比較ができないんですね。数字が個別金が載っていないので、説明がわかりにくいように思われます。

事務局にお願いですが、一昨年のやり方の方がわかり易く、しかも比較しやすいと思いますので、今後は、個別的に数字を入れていただくということにしたら如何でしょうか。

企画管理室長 ただいまご指摘いただきましたように、確かに見て、目別比較の減額、増額の話はわかるんですけれども、各事業別、説明欄の事業内容につきましては、ここに出ている内容そのものも、主な事業ということではありますけれども、すべてこの大きな事業の中に

つきましては増減と内訳等がわかるような資料に置きかえていきたいと思います。昨年度の委員会の報告書等も出していただく中で反省しているところがございます。改めていきたいと思っております。

委員長 ありがとうございます。

いろいろ説明していただいていますので、かなり具体的になったと思います。1つ大きい説明といいますか、中身との関連でお聞きしたいのは、2年前の教育改革との関連で、昨年は若干説明があったと思います。ある程度終わった分の費用としては、こういう点がもう不要になった。あるいは教育改革でもって、こういうところに重点配分としてその予算をそこに使っていこうという意味での使い方もあったかと思えます。それが年度ごとに変わっていくという、その辺がやはり市民の皆さんには説明が必要かなという気がいたします。ここ数年教育改革ということをやって、市民の皆さんにも同意を得てきているわけですから、そういった改革と予算の裏づけを説明していただくと、とてもありがたいと思えました。

この次の議題とも関連するかもしれませんが、そこでまたご意見があればお伺いすることにして、全体としては事務局の皆さんに予算折衝で頑張っていただいたようにも思われます。やむを得ない部分もあるし、しかし、これだけは譲れないというものもある。根守先生がさっきおっしゃったように、松戸市は「もったいない運動」を推進していこうということですが、これは子供たちだけをお願いするのではなくて、大人も全員が協力して「もったいない運動」を進めていく必要があるわけです。そういう意味では使えるものは使う、むだは省くという努力も一方ではやはりしていかなければいけないと思っています。そういう努力をしつつ、例えば児童の登校下校の安全を図るために、そのための警備に係る費用等はやはり必要であろうし、あるいは不審者に対する対策といった費用を優先される必要があり、校舎内や通学路の安全に対する人的手当てが要請されています。そのための予算というか、何か特にご説明いただくようなことはありますか。

保健体育課長 今、委員長がおっしゃった人的なという部分では、うちの保健体育課の方の予算に関しましては特に上げていないんですが、うちの方は学校安全管理事業ということで一応安全管理という形で1つ上げています。それは交通安全の指導管理業務ということで、子供自転車大会とか、そちらの方の負担に今一つ、それから新入学の子供たちに黄色い帽子を配っておりますので、それを引き続き子供たちにかぶっていただいて交通安全等に役立てると。

もう一つは、昨年行いました防犯ブザーの支給ということで、今年度は全小学生に支給し

ましたけれども、来年度は1年生だけということでそれを支給しまして、ブザーを子供たちが持って登下校するというような形で、とりあえず安全関係の管理事業としてはそれを上げております。

そのほか、うちの課の方ではありませんけれども、メールのこととか、いろいろ関連でほかの課ともまたがって計画はしております。時期、開始ということに関しましては、ちょっと、予算事業としてはやっておりませんが、各学校にスクールガードという、いわゆる学校を守る、簡単に言えばボランティアの方たちを募集しまして、大体がPTAの方たちが中心になってこようかと思うんですけども、その人たちに見回り等、行っていただいて、またそのスクールガードの人たちを指導していくスクールガードリーダーというのが10校に1人くらいの割合で、そういう方たちにも今探しておりますが、予算的措置はされておられません、人的にはそういう形でスクールガードリーダーという形で今進めているところです。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

学校教育担当部長 補足いたしますけれども、一番理想的というかどうか分かりませんが、今課長が申し上げたように、スクールガードを絶えず配置できればよいのですが、実際にはスクールガードを活用させていただいて、重要月間として集団登下校をしている。これもずっとやるというのはなかなか難しいものがありますので、これからの課題は、各学校が、それを継続してポイント、ポイントを現実的な問題としてどういうふうに継続するのか、その辺の知恵を出していったらやらないと、幾ら予算をつぎ込んでも多分うまくいかないんじゃないかなということで、しばらく学校とも協議の上、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

委員長 その視点はとても大切です。私も基本的に思っていることは、予算と事業あるいは施策は相互に関連し、予算執行はできるだけ学校教育にかかわる形で執行していかなくてはいけない、それが基本だろうと思います。したがって、根守委員が先ほどおっしゃった、子供たちの命の安全あるいは安心・安全、これは耐震やアスベストだけじゃなくて、今起きている社会事象に対する対応もやはり含まれてきます。事件が起きてからの対応では遅いので、事前のそういう予防策といいますか、対応策というのは、やはり我々がやらなければいけない大事な仕事だろうと思います。そういう意味で、やらなければいけないことを予算との裏づけでぜひ実施する、そのための予算もぜひ考えていただきたいというような趣旨です。

いかがでしょう。ご意見、ご質問等も大分出ましたが、よろしいですか。

それでは、議案第7号につきましては、以上をもちまして質疑、討論を終了いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

議案第7号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 議案第7号につきましては、原案どおり決定いたしました。

議案第8号

委員長 次に、議案第8号「平成18年度松戸市教育施策基本方針について」を議題とします。

ご説明ください。

企画管理室長 議案第8号「平成18年度松戸市教育施策基本方針について」、平成18年度松戸市教育施策基本方針を別紙のとおり定める。

平成18年2月27日提出、松戸市教育委員会教育長、齋藤功。

提案理由、平成18年度松戸市教育施策に係る基本方針を定めるためでございます。

この平成18年度教育施策基本方針の基本的方針の骨子につきまして、まずご説明をさせていただきますと思います。

まず、この骨子につきましては、現在の社会情勢、そして教育を取り巻く国の動向を載せさせていただきますいております。そして本市の教育改革に取り込むスタンス、教育環境の急激な変化により、現在進めている事業も、また教育改革の計画自体も重要な展開をしていく必要があるということを述べさせていただきます。すなわち、スクラップ・アンド・ビルド等の手法による見直し、短いスパンでの計画全体の総括等が必要であるという考えに立っております。

次に、本市の教育改革の方向性、これまで進めてきました教育改革アクションプランにおける3つの基盤の成果を4つのプランの中に具体的に機能させていけるようにしたいということで載せさせていただきます。すなわち、教育資源の整備、学区制緩和の推進、IT環境の充実等の成果をこれから4つのプランの中に機能させるということで、学校支援でありますとか、あるいは新しい教育システムでありますとか、家庭と地域の教育支援あるいは新しい教育連携といったものに結びつけていくというものでございます。このことにつきましては、松戸市教育改革アクションプランの中で目指す形態でございますので、これを推

進んでいきたいという考えでございます。

次に、平成18年度の事業施策の取り組みの姿勢を示してございます。生涯学習、社会教育、それから学校教育、社会教育関連の取り組みの姿勢を示しているものでございます。

次に、それを進める上での取り組み体制の、いわゆる組織の強化ということをやうたっております。最後に人権に配慮した教育の推進ということで、1ページは構成させていただいたものでございます。

次に、2ページ目につきましては、平成18年度に具体的に取り組む事業等につきまして生涯学習あるいは学校教育、社会教育、人権教育の順に昨年の比較及び本年度の特徴として載せさせていただいているものでございます。

2ページ目の各種事業につきまして、昨年度との比較等を若干させていただきたいと思えます。

まず、生涯学習を推進する体制を整備しますということで、(1)では、教育行政や学校における情報の提供に努め、共通理解を深めますとしております。この記載につきましては、昨年と同様の記載とさせていただきました。

(2)の生涯学習を推進するために、人材の育成や学習の機会と場の提供に努めます。これにつきましては、生涯学習を推進していくために、多様な学習機会と情報提供に加え、学習の成果を実践する場を提供することが重要であるという考えから、発展的文章に改めたものでございます。

それから、大きな2番といたしましては、児童生徒の「生きる力」の要素である「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育成しますとしまして、4 R s の定着に努め、(1)ですけれども、特色ある学校づくりを推進します。これにつきましては、昨年より発展的に文章表現をさせていただきました。昨年は、4 R s 定着支援スタッフ派遣の充実に努めますということでございますけれども、そこに4 R s の定着に努め、特色ある学校づくりを推進しますという書き方に改めさせていただきました。

(2)といたしましては、安全で安心できる学校づくりに努めますということで、これはこれからも重視していくことが必要であるという考え方から、新規に加えさせていただきました。

それから、(3)の特別支援教育の教育相談の充実に努めますということで、これにつきましては、教育相談を加え、発展的文章に一部変更させていただきました。昨年に(3)として記載してございましたスクールカウンセリング事業は役割を終えたため、文章表現を削

除させていただきました。これにつきましては、先ほどスクールカウンセラーの取り組みの考え方につきまして説明をさせていただいたとおりでございます。

それから、大きな3点目、市民の社会教育の振興を図るための環境を整えますということで、(1)スポーツ振興マスタープランにより、総合型地域スポーツクラブの設立支援に努めます。これにつきましては、マスタープランの最優先事業としてとらえ、発展的文章に変更させていただきました。

それから、(2)の図書館の夜間開館の拡大を行い、学習の機会と場の提供を推進します。これにつきましても、市民ニーズに対応するため事業の拡大、振起等を図ったものでございます。

それから3点目の(3)の基礎学力再履修講座・中学校版家庭教育学級講座など、学習の機会の充実に努めます。これにつきましては、昨年度も大きく(3)、(4)、(5)で、家庭教育等の……家庭教育の向上を支援します。公民館において市民自主企画講座を支援します等々うたい込んでいたんですけれども、これにつきましては、(3)で取りまとめをさせていただきました。

(4)につきましては、企画展を開催するなど、文化・芸術の振興を図りますとしまして、芸術・文化の振興を図るため企画展等の開催を意識した表現とし、新規に加えさせていただきました。

4番目には、基本的人権の尊重意識を高めますということで、基本的には昨年度と書き方は変わっていないわけでございますけれども、より広い概念である人権教育という言葉を使わせていただいて、記載させていただいたところでございます。

以上、議案第8号、平成18年度松戸市教育施策基本方針につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

昨年のを今回かなり模様がえいたしました。文章等についてもいろんな方の意見を伺ってかなり練られた文章になったかと思いますが、いかがでしょう。

瀧田委員、予算のことは一応終了しましたが、先程のご意見と関連して何かございますか。

瀧田委員 わかりました。

この文章に関しては、事前に読ませていただきまして、いろいろ検討も加えていただいた

ようで、ありがたく思います。1ページ目は概要としてわかりました。2ページ目に具体的な方向性というのが書いてあるんですけども、この中にすごく大事な言葉が何げなく、書いてあると思います。特に生涯学習というのを第一に持ってきて、一人一人が一生涯学び続けることが可能な将来を考えさせられてうれしく思います。1の中の(1)のところに、教育行政や学校における情報の提供に努め、共通理解を深めると、共通理解というのが実は4文字しか書いていないんですけども、非常に学校教育と社会教育のお互いの共通理解、またそこに行政の理解というのが入るんだと思いますが、かなり共通理解というのは難しいものがあるのではないかと思います。社会教育というのは、ある意味、きわめていくと学校教育の場合はある程度管理的なこと、指導的なことを加えながらきわめていくのでしょうけれども、社会教育の場合は教えるという、教育ということよりも、そのものを、そのことをきわめていく、個人の能力としてきわめていくというところに、どうしても力が入っていきますので、果たして教育の場とか、マネージメント的な立場で人が加わっていくということが非常に少ないと思います。個々の人はすばらしいものを持っているけれども、それをどういうふうな場で、どういうふうに出していったら、それをどういうふう理解してもらおうかというのは大変難しい課題になるかと思いますので。玉石混交の中の社会教育の中でどういうことが、どういうふうに伸びていくかというのは非常に難しいことで、よくいけばいいでしょうけれども、むだなことにならないようにしていただきたいと思います。それは、社会教育の場に長くいた者としての一つの苦言です。

それから、次の、2番目の健やかな体ということに対しての少し具体性が足りないかなというか軽いあつかいのような気がします。特色ある学校づくりとか、そういうところでそれぞれに巾を広げた目的意識を検討していただけないかと思っています。

それから、3番目の総合型地域スポーツクラブの設立というのは、数年前からマスタープランというのが打ち立てられていまして、それがいよいよ具体化するのかなというふうに拝見したところですけども、日本ではこういう非常に土壌のまだ少ない、委員長、ご存じのように、ドイツなんかでは生まれたときから地域のスポーツクラブに所属して、一生涯死ぬまでそのスポーツクラブを愛してその中で育っていく。そして、その中で選手的なすばらしい能力を持った者は、また別枠、同じクラブに所属しながら、特別な教育を受けてやっていくという土壌があるところと違って、松戸市のように一つ一つの種目別のスポーツクラブでやってきたものが、総合型地域スポーツクラブになるということの具体像というのが、現実的にどういう形が頭に浮かべたら良いのかはつきりしません。それからそれに対する、その予

算の裏打ちが程度見込んであるのかどうかというところがちょっと気になりました。

それから、4番目の人権教育、これに関しては本当に一生懸命に取り組んでいこうという姿勢が見えてすばらしいことだと思います。私は人権擁護委員をさせていただいている関係で、法務局の人権教育の取り組みというのも、今見えてきているわけなんですけれども、法務局の人権擁護委員が直接学校の中に入って行って人権教育をさせていただくということを推進していきなさいという、一つの指令が出ているわけですね。現に松戸市では、去年、相模台小学校で実現させていただきました。松戸管轄の人権擁護委員26名が同席させていただきました。3年生の授業、とてもみんな新鮮な思いで、また自分たちの責務として、研修会の形で開いたわけなんです。今年度からは2校ずつ各市でやっていくようにということなんで、今までは学校の先生に丁寧に教えていただいていた分の中に人権擁護委員が指導者として1時間でもかかわっていくということに対して、お互いの情報交換というんでしょうか、コミュニケーションを図りながら、子供たちがより広い人権教育を身につけるように、人権学習ができるようにしていきたいというふうに思ったところです。

以上、長くなりました。

委員長 地域型スポーツクラブあるいは図書館の夜間開館の拡大、こういったものは当然費用も要するわけですが、そういった意味で、先ほど予算の議案は終了しましたので予算の件については、ここではもう議論しませんが、何かそういったことを意識された、そういうことを前提にした基本方針や具体案の作成を考えておられるかと、そんな趣旨でのご質問ということではいかがでしょうか。

お願いします。

スポーツ課長 現在、頭に浮かぶ具体案と申しますか、そういう質問と予算の裏打ちがあるかということですが、まず、総合型地域スポーツクラブをどのように立ち上げるかと言いますと、これまでの単一クラブにも所属していなかった新しい、新規にクラブを立ち上げるというのが1つ、それから既存の、今委員がおっしゃったようにいろいろな種目の単一のクラブがありますけれども、それを合体させて合併してつくっていく方法と、2つがあるかなというふうに考えています。

松戸市はちょうど今年度の初めに準備委員会を立ち上げまして、これは体育指導委員の皆さんが今やっているんですけれども、ここに体育協会の力がどうしても必要であろうということで、来年度早々に体育協会、これは種目では専門的な団体ですから、この体育協会もその準備委員会の中に入れてもらって、体育指導委員と体育協会というのは今まで松戸市では

余りなじみがない企業団体でしたけれども、ひとつ一体となって20年度を目標に一応考えておりますので、平成18年度、19年度で進めていくという考えでおります。

それで、予算の裏打ちがあるかということなんですけれども、現在、松戸市の予算としてはありません。この総合型地域スポーツクラブを立ち上げるために、以前は文部科学省が委嘱というんですか、委託といいますか、事業を行っていたんですけれども、今文部科学省から日本体育協会にその事業が移りまして、日体協が実施しています。これは補助金ではなく、委託金という名目で設立までの2年間、それぞれ300万円を限度にその委託金がいただけることになっています。近隣では、市川が今年立ち上げまして、2年間はもらわなかったようです。210万円、日体協の方からもらっております。それから、柏市も240万円の委託金をもらって今年度立ち上げるといふ計画があります。ですから、船橋では日体協の、当時は文部科学省ですけれども、その委託金のほかに市で100万円ずつ数年出したようですが、最近の市川、柏の例を見ますと、かなり日体協からの委託金が恵まれてきているということも踏まえて、今後松戸市がどうするかということはまだ確定はしておりませんが、果たしてその日体協の300万円を限度で足りるのか、足りなければ松戸市独自でも少し考えていかなければいけないかなというふうには考えております。現在、平成18年度の予算には反映しておりません。

以上です。

瀧田委員 今、公的な予算の裏打ちのこと、特に日体協からの予算組みのことをおっしゃったと思うんですが、一足飛びにそこまで考えるということもおかしいかと思いますが、クラブ員の会費制とかそういうことというのは前提にならないのでしょうか。

スポーツ課長 今説明したのは、あくまでも立ち上げまでの法的な予算取りで、実際に立ち上がったら、これはもうクラブ員に独自に運営していただくという形になりますので、それは公的な支援はどこでも立ち上がったらやらないのが基本的なことでございます。

瀧田委員 市でつくることはつくり、その方向性に対して指導力は発揮できるのですが、結局は自分たちの責任で運営していくのだという心づもりを、育てていく土壌をきちんと置かないと、一部の層だけが板挟みになって大変苦労して、しわ寄せが寄らないように、方向性のある程度早くから打ち立てていった方がいいと思うんですけれども。難しいと思いますけれども、なかなかみんな、日本人が、自分がその所属することに対して、そのことをずっとやっていくことに対して会費制みたいなものでやっていくということが、特別なクラブに所属する人は別ですが、企業型のスポーツクラブには幾らでもお金を出すんですけれども

も、そうじゃないものに対してなかなか育たないんじゃないかなという危惧を感じるものですから、特に若い人たちの間に、そういうものを運営していくためにはみんなで力を合わせないとだめなんだということを早くから、植えつけないと、地域型スポーツクラブという何か特別そこにすばらしいものが建って、そこへ行けば何でも甘受できるんじゃないかと思うのではないかと思って、ちょっと心配になったものですから。これから先のことですけれども、今そこまで心配することはないでしょうけれども。

教育長 心配していなければだめだろうと思うんですね。でき上がってからは遅いというのもありますからね。いろいろな形態があるようですけれども、やっぱり長続きさせるのが一番大変なことになる。最初だけ200万円ではなくなってしまふ。会員制スポーツクラブは今活躍しているから、それをどう取り込むのか、あるいは話があったように違うあれでいくのかとかいう、それと学校体育、部活動、とりわけ部活動との関連性をどうするかというのは重要な課題として、その辺はどういう方向になったんですか。

委員長 どうぞお願いします。

スポーツ課長 今、非常に悩みを学校側から打ち明けられるのは、やはり部活動の顧問の先生がいなくなっている。それで昭和61年から指導者バンクというのが松戸市はスタートして、そこで今四百数十万の、500万円近くの予算があるんですけれども、一般の大人に対するクラブへの指導者派遣というのがごく一握りになってしまひまして、今学校部活への派遣というのが非常に大きなウエートを占めています。これは体育協会の中でも、これだけ学校の子供たちの部活動に貢献しているんだから、もっと予算額を確保して欲しいというふうに強くは言われているんですけれども、実際1学期、2学期、3学期に分けて指導者を派遣しているんですが、ボランティアですからそんなに多くは、もともと金額的には少ないのですが、派遣をするのにやはり調整をしながら、この学校に9日間行かして10日間ではちょっと行かせ過ぎだとか、そんな形で事務局で苦労しておりますので、もうちょっと思う存分派遣ができるような形になっていけばいいなというふうに、スポーツ課の方では考えております。

教育長 いわゆるこれから新しいビジョンで立ち上げていこうとする総合型地域スポーツクラブと学校との関係というのは、どういうポリシーがあるんだろうか。松戸はこれから立ち上げるんだから、そういうことも含めて議論していかないとならないんでしょうけれども、既に立ち上がっているスポーツクラブとか総合型スポーツクラブとか、いわゆる日体協の基本的な考え方、方向性というのはどんなふうになっているんでしょうか。

スポーツ課長 総合型地域スポーツクラブは、本当にいろいろな形ででき上がっている。子供

からお年寄りまでを含めた団体もありますし、これが本当に総合型地域スポーツクラブなのかなというふうに思われるような部分も、視察に行きますと、今おっしゃったようにちょっと偏った部分ででき上がっているという部分もあります。それから、一番南の三芳村なんていうのは、立ち上げたはいいんですけども、個人から会費を取り始めたら、途端に中のぐあいが悪くなってしまっ行って詰まってしまう。そういう意味では、じっくり練って、余り焦って空中分解するよりも、少しじっくりと、その辺、地域のスポーツに今まで縁のなかった人たちにも十分理解をしてもらいながら、総合型地域スポーツクラブというのは立ち上げていかなければまずいのかなというふうな感じは今のところ持っています。

ちょっと答弁になるかわかりませんが。

教育長 実に日本のシステムは歴史があるから一概には言えないんですけども、先ほど瀧田先生がドイツの例をとりまして、地域スポーツクラブにそれなりの物心ついたらみんな入るということですね。そういうヨーロッパ型を導入しようという意図も総合型には見え隠れするんですけど、そうでない日本の古きよき伝統は残していこう、生かしていこうというのもあるし、もう西欧型に割り切ってしまうと、学校ではスポーツなんか教えない。部活も止めてしまう。4時半になったら全員生徒と一緒に教員は帰ってしまうというふうに、教科以外は教えないんだということになるとそうすると全部地域でやらざるを得ない。地域で抱え込んで、そうするとオリンピック選手はどっちが多いかと言われると、今のところ日本は分が悪い。じゃ、どうするのと。両方併存していいところ同士をとって融合して連携してやっていこうという、かなりまた難しい問題が出てくるんじゃないかと思いますよね。学社連携のご指摘もちょうだいしましたけれども。

委員長 この問題は、そう簡単に結論が出ることではないと思います。おっしゃるように、日本のスポーツ、学校スポーツ、あるいは子供たちのスポーツは、学校が果たす役割は大きかったと思います。その意味ではヨーロッパ型のスポーツのやり方とでは基本的な考え方が違うと思いますので、そう簡単に変わると思えません。

しかし、やはり小学校、中学校にとって余りにも負担が大きいというのも事実ですから、これをどういう形で将来変えていくか、それを考えていく必要があると思いますね。教師に負担をかけることは、教育効果にとってもマイナスかもしれません。伝統的な教育と、それからサークル、部活動というものの2つが学校教育の目的だとしても部活が余りウエートを占めると、やはり学校教育本来の姿からだんだん離れていくしかない。限界が見えてくる。そういう中で、コミュニティスクールをうまく使った、あるいはその考え方を発展させて地

域スポーツというものをどうやって育成していくか、じっくりと腰を据えて考えていく必要があるだろうと思いますね。今回、こういった議論ができたことはいいきっかけにはなったと思います。

他に何か。

ご意見をお願いします。

図書館長 先ほど、図書館の夜間開館の話が出ておりまして、そちらの方のご説明をさせていただきます。

図書館では、ここ平成8年からになりますけれども、本館におきまして水曜日と金曜日、週2回、このところ10年間ほど夜間開館を行っています。時間にいたしますと夕方5時から7時まででございますけれども、その間カウンターを開きましてお客様をお迎えするというところでやってまいりました。昨今、近隣市の状況を見ますと、ほとんどの市では土曜と日曜を除きますと週4日間夜間開館を導入しております。

しかし、それぞれの市の中でいろいろな分館というものを持っております。松戸市ですと19館あるわけですけれども、そういう12市の全館の館数を数えますと35館くらいになるんですが、その中の大体ざっと見ますと7割くらいのところが開館をしているという状況でございます。松戸市もこの機会に週2回から週4回に開館時間をふやしていただこうかと、これは本館だけでございますが、2回ふやさせていただきますして、市内で働いていらっしゃる方々の利便性に寄与したいということでございます。

それと予算の話、財源の話が出ておりましたけれども、図書館におきましては、このところの指定管理者制度の関係と言ったらいいんでしょうか、その関係で、従前ですと財団法人松戸市施設管理公社に業務委託という形で実施をさせていただいていまして、それが平成18年度から直営方式という形で運営がなされます。ついては、公社の方を非常勤職員として約76人ほど、それから一般の方から新規に20人ほど募集をかけまして、そういう人たちの力をかりつつ、あるいはまた再任用職員の人たちがいらっしゃいますので、そういう方の力もかりながら実施をしていきたいと。予算的には、直営化によりまして約1,800万円ほど財源が浮いたわけでございますが、そういう中からそれらに要する人件費とか、あるいは施設整備、そういうところに財源を振り分けさせていただこうかと。決して財源を絞るだけではなくて、絞った中でもサービスの向上をしていきたいと、そういう趣旨で取り組みをさせていただいたと、そういうことでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

電車の中で読んでいる人の本が、図書館のラベルが張ってあるのを見ると、思わずどこの市かなと見たくなりますよね。普通の人は個人で図書を買うのはもちろんでしょうが、公共の図書館を利用して大いに生涯学習に関連づけるというのは、とても大事なことですよね。だから開館時間を5時から7時まで延長するというについては、大いに結構なことだと思います。しかも直営方式にしていくということは、他の場合のアウトソーシング方式とは逆になるわけですよね。そうすると当然、司書の資格を持った人が必要だとか、それぞれの有資格者が中に入って指導もしてくれると思うんですね。あるいは図書の選書もそういうプロがいると、とてもいい形で図書の蔵書ができ上がっていくということになると思います。

以上のような質疑、討論になりましたが、ほかに何かございますか。

特にございませんようですので、これをもちまして質疑、討論を終結とします。

これより議案第8号を採決いたします。

議案第8号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第8号は原案どおり決定いたしました。

教育長 ちょっと待ってください。

この基本方針の冒頭が重要なんで議案にしたんでしょうけれども、学校教育指導方針も手元にあるが、これについてはどのようにするのか。

委員長 指導課長。

指導課長 毎年つくっております松戸市指導方針ですが、学校教育に関する基本的な考え方を今、ご審議いただきました教育施策の基本方針を受けまして指導課、保健体育課を含めて学校教育担当部で検討してつくっていきたいと思っております。特段、教育委員会会議にはおはかりしませんけれども、今出ましたものを具体的な形でつくって学校の方に指導していきます。

以上でございます。

企画管理室長補佐 あと、企画管理室の方で、ただいまの2番につきましては、ポスターにしまして各学校にお配りして周知いただいております。これは毎年行っていることでございますので、ご報告をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

今、教育長が心配されたのは、ここで教育施策基本方針とその具体的な1から4までのも

のが決まり、これを受けてこれをさらに具体化するには学校教育指導方針というものができ上がってくる。これについては、どうかという意味で言葉を発せられたんですね。しかし、従来これについては、ここではほとんど議論していないんですよ。ですから、これもできれば関連するものであろうから、何かちょっと配慮されてほしいという趣旨でおっしゃったのかなと思ったんですが、でもこれは教育の現場の皆さんでいろいろと具体的に詰めていたということなんですね。特にそれで問題なければ、従来どおりでよろしいかと思います。

教育長 すみません。余計なことを申し上げまして。

委員長 委員の皆さんにもこれをよく読んでいただきたいという趣旨でおっしゃったんだと思います。本委員会では1ページ、2ページだけ議論するけれども、もう少し具体化した次のページも読んでくださいよというご趣旨を理解しました。

議案第9号

委員長 それでは、続いて議案第9号「松戸市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

ご説明ください。

社会教育課長 議案第9号「松戸市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、松戸市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

提案理由といたしまして、松戸市文化ホール条例の一部改正に伴いまして、松戸市文化ホール条例施行規則の一部を改正するための提案であります。これにつきましては、昨年11月の教育委員会会議でご承認をいただき、12月議会で条例の一部を改正いたしました。その条例の改正の主な内容といたしましては、まず文化活動の幅を広げることを目的といたしまして事業の観覧料を徴収できることを明確にするため、入館料は無料とするという規定を削除し、新たに第17条といたしまして観覧料についての規定を設けました。

2点目といたしまして、受益者に応分の負担を求め、そして歳入を確保するために割り増し料金の規定を改め、観覧料等を徴収して使用する場合は、観覧料の額に応じて割り増し料金を徴収することといたしました。その他、文化ホールの使用料につきまして従来面積に応じて定めておりましたが、これを各施設ごと、4つの部屋があります。市民ギャラリー、1、2、3、それから市民ホール、この4つの部屋がありますが、この部屋ごとに料金を定めることといたしました。そして連続して使用できる期間を5日から6日に改めました。

以上が昨年改正いたしました条例の改正の主な内容であります。このたび、この条例の改正を受けまして施行規則の一部の改正を提案させていただきます。あわせまして、年末年始の休館日を変更させていただくために提案をさせていただきます。

それでは、6ページの新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。

新旧対照条文、左側が現行であります。右側が改正案であります。

まず、休館日につきまして、現行12月28日から翌年1月4日となっておりますが、これを12月29日から翌年の1月3日までと改めます。これにつきましては、文化ホールが一つの所属として正規職員がおりました当時のまま休館日等が適用されていたと思われま。これにつきまして、12月28日と1月4日は開館をしても何ら支障がございませんので、市民サービス向上のために12月29日から1月3日までに改めたいと思います。

次に、第5条ですが、これにつきましては、まず施設の一部下線の部分ですが、施設の一部とありますが、これにつきましては市民ホールと改めたいと思います。文化ホールで貸し出しをしている施設につきましては、市民ギャラリーと市民ホール、ですから、施設の一部というところを市民ホールとした方がわかりやすいということで、改正をいたしたいと考えました。

それから、同条の第3項ですが、営利目的で使用する場合につきましては、使用開始日が1カ月前からということで、一般の利用と区別しております。一般につきましては、3カ月前から予約を受け付けます。これにつきましては、営利の場合は1カ月前。それで、先ほど条例改正のご説明を申し上げましたが、従来営利の定義につきましてここにありますように、左側の下線部分ですが、営利を目的として使用する場合及び授業料又は会費等を徴して定期的に反復継続して使用する場合ということで、割り増し料金を適用する場合について規定をしておりましたが、これにつきましては観覧料等を徴収して使用する場合と改めましたので、規則につきましてもこの表記に改めまして、そういった場合は1カ月前からの使用となります。

それから、用語の定義ですが、これにつきましても条項、それから別表の追加等によりまして、まず備考中第3号とありますが、これは条例別表第1備考第1号になります。それから、営利を目的としてということで、下線部分3行ほどありますが、これにつきましては、観覧料等とはと改めます。これは、用語の意義の規定でありまして、従来営利を目的とする場合について具体的に定義いたしておりましたが、これにつきましては観覧料を徴収する場合に割り増し料金を適用することとなりましたので、観覧料とは何かということ、その定義

であります。

まず、第1点目といたしまして、展示品を観覧するために納める金、授業の報酬として納める金、会費、参加料その他これに準ずるもの、こういったものが観覧料等に該当すると、そういう規定に改めさせていただきます。

それから、7ページにまいりまして、これも別表の追加、名称の変更に伴いまして、備考中第4号が別表第1備考第2号に変わります。同じく第9条の3、備考中第5号が別表第1備考第3号に改まります。それから、観覧料に関しての新たな条文ですが、観覧料の免除等といたしまして、第11条の2、条例第17条第3項ただし書の規定により、観覧料を免除することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 児童、生徒及びこれらの引率者が教育課程に基づく学習活動として観覧するとき。

(2) 小学生又は中学生が土曜日に観覧するとき。

(3) 市内に居住する身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている者並びにその介護人が観覧するとき。

(4) 市内に居住する70才以上の者が観覧するとき。

(5) その他教育委員会が必要と認めるとき。

第2項といたしまして、観覧料の免除を受けようとする者で前項第1号に該当するもの、つまり児童、生徒及びこれらの引率者が教育課程に基づく学習活動として観覧する場合があります。その場合は、あらかじめ松戸市文化ホール観覧料免除申請書(第6号様式)を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。この様式につきましては、3ページが第6号様式になります。

それから次に、観覧料の還付についての規定を新たに設けました。

第11条の3といたしまして、条例第17条第4項ただし書の規定により、観覧料の返還を受けようとする者は、松戸市文化ホール観覧料返還申請書(第7号様式)を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。これは、4ページに様式がございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。特に大きな変更としては、第5条第3項で、営利目的云々というのを観覧料等を徴収して使用する場合と改め、その場合の用語説明として第9条の2が変更となり、有償が原則となるから免除規定を第11条の2に設けたという流れかと思えます。条文の構成としてはきれいになったというふうに思いますが、いかがでしょう。

何かございますか。

さっきわざと飛ばしました第5条の第1項のところ、施設の一部とあるものを市民ホールと特定した場合には、特に問題は生じないですね。

社会教育課長 文化ホールの貸し出し施設といたしまして、市民ホール、それから市民ギャラリー1、2、3、この4つの部屋がございます。ですから、文化ホールの貸し出し用の施設としましては、市民ギャラリーと市民ホール、この2種類があるわけです。ですから、ここで現行は市民ギャラリー及び施設の一部というふうなうたい方をしておりますが、これを市民ギャラリー及び市民ホールというふうなうたい方をした方がわかりやすいということで改正をお願いいたしました。

委員長 わかりました。

いかがでしょう。質疑及び討論なんですが、特になければ終了にさせていただいて、議案第9号の採決に入りたいと思います。

議案第9号については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第9号は原案どおり決定いたしました。

教育長 ちょっと2時間たったので休憩をお願いしたい。

委員長 2時間たったので休憩の動議がありました。

いかがでしょう。

では、5分ほど休憩を入れたいと思います。5分休憩。

議案第10号

委員長 再開いたしましたので、議案第10号についてご説明をお願いします。

学務課長 それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。

「松戸市教育功労者の表彰について」です。

松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき、表彰状を贈呈するものでございます。

提案理由としましては、多年にわたり、校長あるいは教頭として松戸市教育の振興・発展に努め、その功績が顕著であった者に対して表彰状を贈呈するというものでございます。この表彰の趣旨につきましては、県の教育功労という表彰もございしますが、それと同様に松戸市としまして、定年退職者を中心としまして本市教育に貢献した者から表彰するものでござ

います。

表彰候補者としまして、その一覧にありますように12名の校長、教頭を候補者として挙げてありますので、ここで決定されましたら、表彰するという、そういう段取りになるものでございます。

簡単ですが、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑及び討論に入ります。

1番から12番の方まで、その個別説明は次のページからずっと続きましてページのナンバーは打っておりませんが、最後に教育委員会表彰規則と、それからその第2条で定める表彰基準及び表彰状の書式等があります。

校長先生が9名、教頭先生3名ということです。

何かご意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長 表彰基準は、全員が2条の第1号です。つまり多年にわたり学校職員又は教育機関職員として勤務し、勤務成績が特に優秀で他の模範とするに足りるもの、これに該当するということです。

特にございませんか。よろしいですか。

ご協力ありがとうございます。

これをもちまして、質疑及び討論は終結とします。

これより議案第10号を採決いたします。

議案第10号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

本日の議案は以上です。

報告等

委員長 次に、報告等です。

「平成17年度定期監査の実施について」、ご説明願います。

企画管理室長 「平成17年度定期監査の実施について」の通知でございます。

平成18年2月7日付、松戸市代表監査委員より松戸市教育委員会委員長あて、監査の実施についての通知がございました。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成17年度に係る事務・事業の執行状況について、下記のとおり実施するというものの通知でございます。

監査対象は、生涯学習本部。

監査の範囲につきましては、平成17年度、事務・事業。

監査実施日は、別紙のとおり。

場所、項目につきましても、別紙のとおりということです。

次のページをお開きください。

まず、監査実施日、平成18年4月25日、火曜日。

監査対象、企画管理室ほか博物館まで。

監査場所につきましては、監査委員室。

監査項目につきましては、共通事項としまして、(1)予算の執行状況から(5)財産の維持管理状況まで。

次に、重点項目につきましては、(ア)から(サ)までの記載のとおりでございます。

監査対象基準日につきましては、平成18年1月末日現在ということになってございます。

次のページをお開きください。

次に、同じく監査対象、学校教育担当部。これにつきましては、平成18年4月27日、木曜日実施ということで、学務課、市立高校含む、指導課、保健体育課、教育研究所ということになっています。

監査場所につきましては、監査委員室でございます。

4の監査項目につきましては、共通事項としまして、(1)から(5)まであります。重点事項項目につきましては、(ア)から(エ)に記載してございます。

監査対象年月日につきましては、平成18年1月末日現在ということになります。

次のページをお開きください。

同じく、監査実施日、平成18年4月26日、水曜日。

監査対象、学校教育担当部、小学校でございます、根木内小学校から根木内中学校まで4校でございます。

監査場所は、各学校。

監査項目につきましては、共通事項としまして、(1)から(5)。重点項目としまして

は、(ア)から(エ)でございます。

監査対象年月日は、平成18年1月末日現在でございます。

以上の通知が来ています。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

監査日程表とその担当者のリストの一覧表はいかがでしょうか。報告事項ですので、質疑、討論ではありませんが、何かお聞きになりたいことがありましたら、どうぞお願いします。

地方自治法第199条に基づいて、毎年このような監査があるんですか。

企画管理室長 当然、定期監査でございます。1年に1回、定期監査。

委員長 今回、ここに監査対象として4つの小学校が挙がっていますが、ほかの小学校、中学校はやらないということですか。

企画管理室長 はい、対象校を並べられまして毎年順番にやっていくものでございます。

委員長 したがって、すべての学校が毎年監査を受けるというわけではない。

企画管理室長補佐 そうではございません。

委員長 これは、何を監査するんですか。会計を中心にする監査ですか。

企画管理室長補佐 定期監査は、財務監査でございますので、基本的には会計を中心にした監査でございます。

委員長 その業務の執行あるいは事務の執行ということも地方自治法には書いてありますが、その執行の裏づけとなる会計監査であって、事務の執行の内容そのものについての監査ではない。

企画管理室長補佐 会計を中心にした監査でございますのが、事務の執行も多少絡んでくると思います。

委員長 その事務の内容がおかしいとかそういうことも指摘されるんですか。

教育長 流れが変わったでしょう、行政監査の。

企画管理室長補佐 定期監査は、財務監査なんですが、それとは別個に松戸市は数年前から行政監査を実施しておりまして、行政監査は事務の執行が中心でございます。

教育長 もう四、五年前になるんでしょうか、行政監査が実施されまして、学校の校務文書のあり方が極めて不適切であるなんて指摘を受けまして、要するにもっと詳細に学年主任から教務主任、学級担任、いろんな役割分担がありまして、さらには学校経営部会とか管理部会とか、いろんなのがあるんですけれども、中に詳しい懇切丁寧な学校がありまして、ストーブの後始末係、庭のごみ拾い係とか、いろいろありました。全校そういうふうに統一せよ、

さらに詳細に役割分担を決めるべきだ。それが学校の活性化につながるというふうな指摘を受けました。とにかく、監査の対象の範囲も若干広がったという印象でした。

委員長 法律上、監査した後、監査委員はその内容についての報告を提出し、それを公表せよとなっていますよね。

企画管理室長補佐 監査が終わりました後、監査委員は、その結果に関する報告を提出し、かつ公表いたします。

委員長 つまり、教育委員会にもその報告書は来るわけですか。

企画管理室長補佐 参ります。

委員長 それを受けてこういうところはこういう指摘があった。それを今後どういうふうに訂正、修正したか、直したかということの、それも報告しなければいけないんですか。

企画管理室長補佐 そうということです。

委員長 今までそれで何か大きな指摘はありましたか。今、教育長がおっしゃったことは除いて。

企画管理室長補佐 多少各課に対して指摘なり、要望なりが出るのが通常でございます。それを是正して監査委員に通知することになっております。

教育長 あわせて学校管理規則の指摘もあったんですよね。たしか、学校管理規則も随分古いものをそのまま使っていたから、やっぱり見直しをしなければいけないということはわかっていました。見直したら、それも見直しも指摘された。もう全部カットね、これは。

委員長 学校関係は特にこういう会計書類等についてはごまかしがあってはならないということで、監査委員から指摘されることのないように日常の執行をしていただきたいという意味です。

松戸市は、監査委員制度を設けているわけですよ。あれは任意機関でしょう。

企画管理室長補佐 任意機関ではございません。

委員長 設けなければいけない。

企画管理室長補佐 設けなければいけません、地方自治法上。

委員長 そうですか。任意にしては松戸市は随分スタッフをたくさん抱えているなというふうに関心したんですが、必要機関ですか。

その他

委員長 それでは、その他に移ります。

次回の教育委員会会議の日程についてですが、事務局、何かお考えはありますか。

企画管理室長 平成18年4月定例会でございますが、4月13日の木曜日、午後2時から、こちら5階会議室で開催したいと思います。

委員長 4月13日、木曜日、午後2時からということですか。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、確認します。

次回教育委員会会議は、4月13日、木曜日、午後2時から教育委員会5階会議室にて開催いたします。

企画管理室長 臨時会の方は、前回お話ししましたように、3月27日の日に一応予定させていただきます。時間的には大変恐縮なんですけど、一応5時からということに、議会の延長がございましたら、ちょっとずれる可能性がございますが、とりあえず4時に設定させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 では、それも確認いたします。

臨時教育委員会会議は、3月27日月曜日、4時からということになります。

そのほか特に何かありますか。

(「なし」の声あり)

閉 会

委員長 それでは、以上をもちまして、平成18年3月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時54分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員